

改正

平成24年3月21日条例第21号
平成24年12月25日条例第65号
平成26年10月10日条例第85号
平成26年12月24日条例第98号

山形県認定こども園の認定の基準に関する条例をここに公布する。

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園の認定に関し必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設をいい、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び別表に掲げる基準に適合することとする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び別表に掲げる基準に適合することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第21号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第65号）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第4項第4号の規定は、この条例の施行の日以後に行われた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項の申請に係る同法第3条第1項の幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）について適用し、同日前に行われた同法第4条第1項の申請に係る施設については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月10日条例第85号抄）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第98号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表

1 保育に従事する者の配置等

(1) 1人の認定こども園の長を置くこと。

(2) 認定こども園に置く保育に従事する者（子どもの教育及び保育を行う者をいう。以下同じ。）の人数は、次に掲げるとおりであること。ただし、子どもが認定こども園を利用する時間内においては2人を下回らないこと。

イ 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上

ロ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上

ハ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上

ニ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

(3) 認定こども園を1日に4時間程度利用する子ども及び1日に8時間程度利用する子ども（以下「長時間利用児」という。）に共通する4時間程度の時間においては、満3歳以上の子どもについて知事が別に定めるところにより学級を編制し、1学級につき1人以上の保育に従事する者に担当させること。

2 保育に従事する者の資格

(1) 満3歳に満たない子どもの保育を行う者は、保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する者をいう。以下同じ。）であること。

(2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育を行う者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する普通免許状又は臨時免許状をいう。以下同じ。）を有する者又は保育士であること。

(3) 前号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の教育及び保育を行う者は、知事が別に定める場合を除き、保育士であること。

(4) 第2号の規定にかかわらず、前項第3号の規定により学級を担当する保育に従事する者は、知事が別に定める場合を除き、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。

3 建物及びその附属設備等の設置

(1) 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、知事が別に定める場合を除き、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の又は隣接する敷地内にあること。

(2) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（知事が別に定める場合にあつては、屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。）及び調理室（知事が別に定める場合にあつては、調理室を当該認定こども園の子どもに食事を提供するために必要な設備に代えることができる。）を設けること。

(3) 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、前号に掲げるもののほか、乳児室又はほふく室を設けること。

4 認定こども園の園舎等の面積

(1) 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備等の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備等の面積を除く。）は、知事が別に定める場合を除き、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

(2) 前項第2号の保育室又は遊戯室の面積は、知事が別に定める場合を除き、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。

(3) 前項第2号の屋外遊戯場の面積は、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる要件のいずれも満たすこと。

イ 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上

ロ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に満2歳以上満3歳に満たない子どもについてイにより算定した面積を加えた面積以上

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(4) 前項第3号の乳児室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(5) 前項第3号のほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

5 教育及び保育の内容

教育及び保育の内容について、知事が別に定めるところにより全体的な計画及び指導計画を作成し、これらを実施すること。

6 保育に従事する者の資質の向上

保育に従事する者の資質の向上を図るための研修計画を作成し、これを実施すること。

7 管理運営等

- (1) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、家庭の状況等を考慮して定めること。
- (2) 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等を考慮して定めること。
- (3) 児童の福祉等の観点から特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、これらの子どもの受入れに適切に配慮すること。
- (4) 非常災害、犯罪等から子どもを保護する体制及び事故等が発生した場合における補償の体制を整備していること。
- (5) 教育、保育等の内容について、子どもの視点に立った自己評価、外部評価等を行い、その結果を公表すること。